

平成29年11月10日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 野口(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel.073-441-3640)、給与福利課 吉田(内線3679)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

平成29年10月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	1
職員等	
計	2

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	2

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	県が指定管理者制度により運営委託を行っているある施設の来客用駐車場に、近隣に勤務する人が、無断駐車を行う等不適切な管理を行っている。	所管課に状況確認を依頼したところ、近隣に勤務する人が無断駐車していることは確認できなかったが、駐車場の管理については、時間外に閉鎖する等管理を徹底するとの報告があった。
②	市町村主体の有害鳥獣捕獲事業でアマチュア無線の使用を行っている。	監察査察課の所管外であるため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

##### (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

##### (2)県の行政事務処理、その他に関するもの

①②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

##### (1)調査の結果、是正の必要がないもの

1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

1 ①

##### (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

##### (3)調査を継続中としたもの

##### (4)不受理としたもの

1 ②

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況について、今回発表できるものはありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある所属で特定の職員のみが残業している。また、勤務時間中に携帯電話を操作している職員がいる。	職務の内容により事務が集中する時期があるが、年間を通じて平準化している。また、携帯電話の操作については、事実が確認されたため所属長から嚴重注意を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ①

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

1 ①

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

1 ①

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。